

議案第63号

寒川町部設置条例の一部改正について

寒川町部設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月25日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

町民にわかりやすく、かつ、新たな行政課題及び多様化する町民ニーズに対応できる行政組織とするため提案する。

寒川町部設置条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p><u>都市建設部</u></p> <p><u>拠点づくり部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>都市建設部</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">(加える)</p> <p><u>拠点づくり部</u></p> <p>(1) <u>ツインシティ倉見地区及び新幹線新駅に関すること。</u></p> <p>(2) <u>田端西地区のまちづくりに関すること。</u></p> <p>(3) <u>寒川駅北口地区土地区画整理事業に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p><u>都市建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>都市建設部</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) ツインシティ倉見地区及び新幹線新駅に関すること。</u></p> <p><u>(10) 田端西地区のまちづくりに関すること。</u></p> <p><u>(11) 寒川駅周辺整備に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>